

議員提出議案第3号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

この議案を別紙のとおり提出する。

平成26年3月20日

横山 隆義

砂場 隆浩

国岡 智志

森岡 俊夫

伊藤 美都夫

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(質問)	(質問)
第56条 交渉団体（所属議員が議員定数の10分の1以上の会派又は議員定数の10分の1以上の議員で結成された団体（議長が議会運営委員会に諮って定めたものに限る。）をいう。以下同じ。）は、毎定期例会、代表質問をするものとする。ただし、直前の定期例会の会期中に開催される議会運営委員会（一般選挙後最初に開催される定期例会にあっては閉会中に開催される議会運営委員会）に諮って行わないことができる。	第56条 議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、一般質問をすることができる。
2 議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、一般質問をすることができる。	2 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前2項の規定にかかわらず、議長の許可を得て緊急質問をすることができる。
3 略	3 略

別表（第13条の2関係）

名称	目的	構成員	招集権者	備考
代表者会議	略	議長、副議長及び交渉団体の代表者各2名	略	

別表（第13条の2関係）

名称	目的	構成員	招集権者	備考
代表者会議	略	議長、副議長及び交渉団体（所属議員が議員定数の10分の1以上の会派又は議員定数の10分の1以上の議員で結成された団体（議長が議会運営委員会に諮って定めたものに限る。）をいう。以下同じ。）	略	

略				会に諮って定 めたものに限 る。) をい う。以下同 じ。) の代表 者各 2名	略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。